

“伝える” ～養護教諭から教職員への効果的な情報提供へのとりくみ～

I テーマ設定理由

今後10年間のうちにベテラン教職員が大量に退職を迎え、世代交代により若手教職員が占める割合が大変高くなることが予想され、経験豊富な教職員の知識と経験を引き継ぎ、若手の人材育成と支援体制を早急に整える必要に迫られている。

一方で、学校保健に関わる情報は日々更新され、経験の長短にかかわらず全教職員がその変化に対応していく必要がある。

学校現場においては、業務の適正化や多忙化の解消等のため会議や打合せの精選が行われ、限られた時間の中で、効果的かつ的確な情報提供が求められている。しかし、地区の情報交換の中では、“伝える”事に関して苦手意識を感じている養護教諭が多いのが現状である。

そこで、日々の執務の“伝える”場面において、市内養護教諭がうまく伝えられずに困った事例を集積しまとめることで、実態を把握したいと考えた。またそれらの事例を検証し、不安や困り感の多い分野の情報提供資料を整えることで、効果的かつ的確な情報提供がなされ、執務をスムーズに遂行出来ると考え、この主題を設定した。

II 研究仮説

仮説1 他の教職員に、連絡や情報がうまく伝わらなかったり、理解されなかったりして困った事例を集積し、まとめることで、実態を把握することが出来るであろう。

仮説2 仮説1の実態をふまえて、教職員向け保健資料を整備することで、効果的で的確な情報提供ができるであろう。

III 研究内容

- (1) アンケート調査1
- (2) アンケート調査2
- (3) 講演会
- (4) 資料の作成及び活用

IV 結 論

この研究に取り組んだことで、他の教職員に連絡や情報がうまく伝わらなかったり、理解されなかったりして困った事例の実態を把握することが出来た。それらをもとに、教職員向け保健資料の整備が出来た。また、日々行っている“伝える”作業を見直す機会を持つことが出来た。

研究主題：“伝える” ～養護教諭から教職員への効果的な情報提供へのとりくみ～

I 設定の理由

2014年度の君津管内の教職員の年齢構成分布から、今後10年間のうちにベテラン教職員が大量に退職を迎え、世代交代により若手教職員が占める割合が大変高くなることが予想されている¹⁾。経験豊富な教職員の知識と経験を引き継ぎ、若手の人材育成と支援体制を早急に整える必要がある。2013～2016年度の木更津市学校教育フォーラムでも、「人材育成 その課題と対策」についての意見交換がなされている。中でもトラブル対応や不祥事防止に関する対策が急務とされ、円滑な問題解決と教職員の負担軽減の観点から、特に初期対応の重要性について指導することが求められるという意見が出された。

一方で、学校保健に関わる情報は日々更新されており、経験の長短にかかわらず全教職員がその変化に対応していく必要がある。

2015年の中央教育審議会答申では「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」が提言され、教職員一人ひとりが指導力を発揮できる環境の整備がますます重要視されるようになった²⁾。

そのような中で養護教諭は、健康相談、衛生管理、感染症対策などに加え、生徒指導や教育相談等にも関わり、関係機関や教職員、保護者間の連絡調整等、コーディネートを任される場面が増えている。また、養護教諭はその職務の特性として、危機管理的な視点から若手教職員への指導に係ることが多い。初任者や教育実習生等への指導では、限られた時間の中で、何をどこまで話せばよいかと悩んでいる養護教諭の声もあった。

現在学校現場では、業務の適正化³⁾や多忙化の解消等により会議や打合せの精選が行われ、限られた時間の中で、効率的かつ的確な情報提供が求められている。

しかし、地区の情報交換の中では、“伝えたいことがうまく伝わらない”“ポイントが絞れず提案が長くなってしまふ”“プレゼンテーションや提案が苦手”等の悩みを持つ養護教諭が少なくない。

そこで、日々の執務の“伝える”場面において、市内養護教諭が連絡や情報をうまく伝えられずに困った事例を集積し、まとめることで、実態を把握したいと考えた。またそれらの事例を検証し、不安や困り感の多い分野の情報提供資料を整えることで、効果的かつ的確な情報提供がなされれば、日々の保健活動がスムーズに行われ、学校全体の危機管理も向上するのではないかと考え、この主題を設定した。

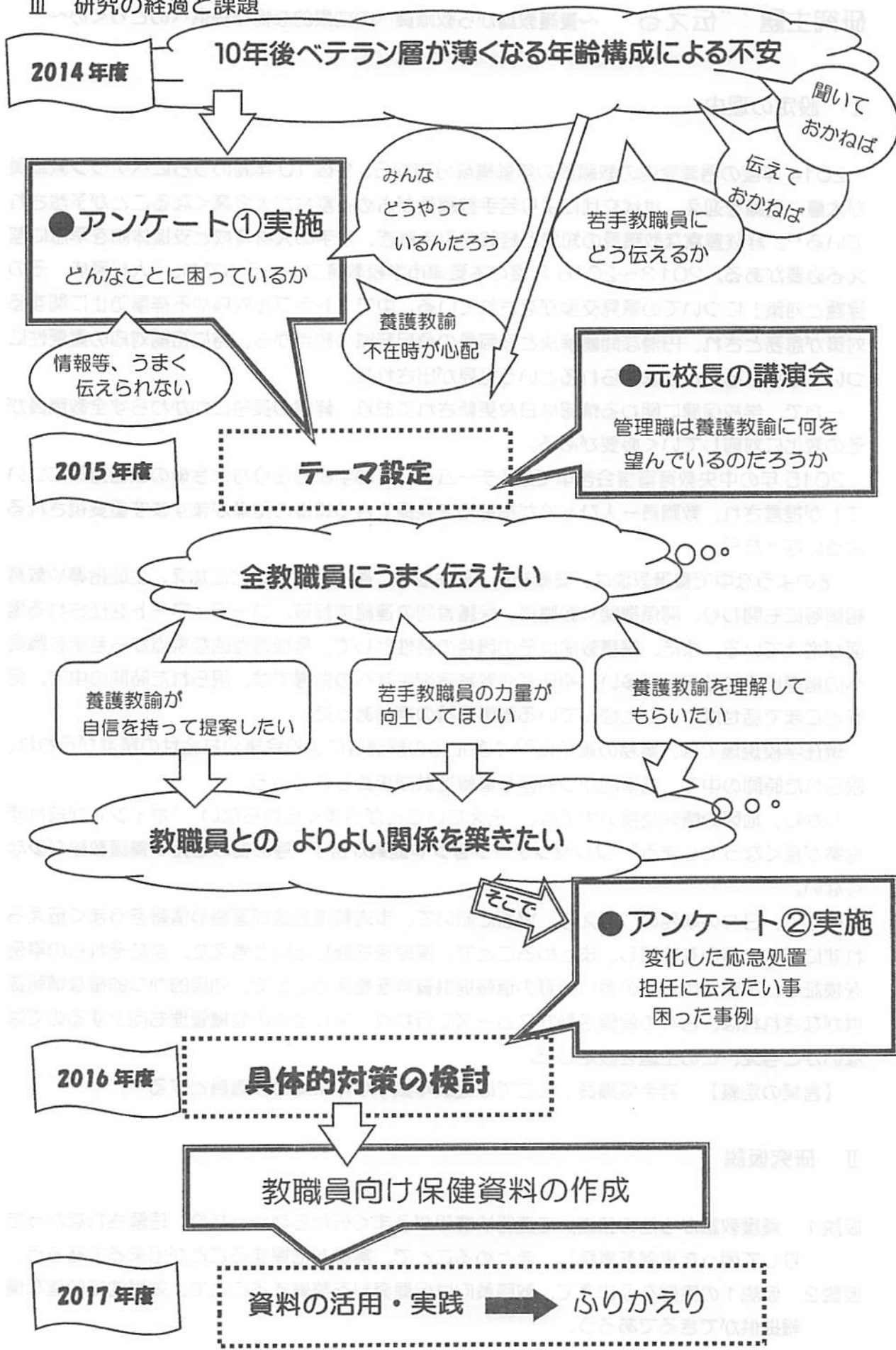
【言葉の定義】 若手教職員：ここでは経験年数10年未満の教職員とする

II 研究仮説

仮説1 養護教諭から他の教職員に連絡や情報がうまく伝わらなかったり、理解されなかったりして困った事例を集積し、まとめることで、実態を把握することが出来るであろう。

仮説2 仮説1の実態をふまえて、教職員向け保健資料を整備することで、効果的かつ的確な情報提供ができるであろう。

Ⅲ 研究の経過と課題



IV 仮説に基づいた研究内容

1 仮説1を受けたとりくみ

仮説1 養護教諭から他の教職員に連絡や情報がうまく伝わらなかったり、理解されなかったりして困った事例を集積し、まとめることで、実態を把握することが出来るであろう。

1) アンケート調査1

(1) 目的及び内容：他の教職員に伝える場面で、うまく伝わらなかったり、理解されなかったり、どのような場面で困っているか、具体的な事例を知る。また、今後作成する資料の方向性を決めるため、回収されたアンケートの記述について、思考ツールを使い分類、整理を行う。

(2) 対象：木更津市（小学校 19 校・中学校 13 校）の養護教諭 32 名/回収率：96.9%

(3) 実施時期：2014 年6月

(4) 実施方法：メールでの自由記述による自記式調査を行った。

（質問項目：①いつ、どこで、誰が、だれに、何について、こんな方法で伝えたら、こんなことになってしまった。という形式での事例の記述。②現在（または、以前に）何かを伝えるときに困っていること。）

(5) 分析方法：KJ法（班を2つに分け、2グループで実施）

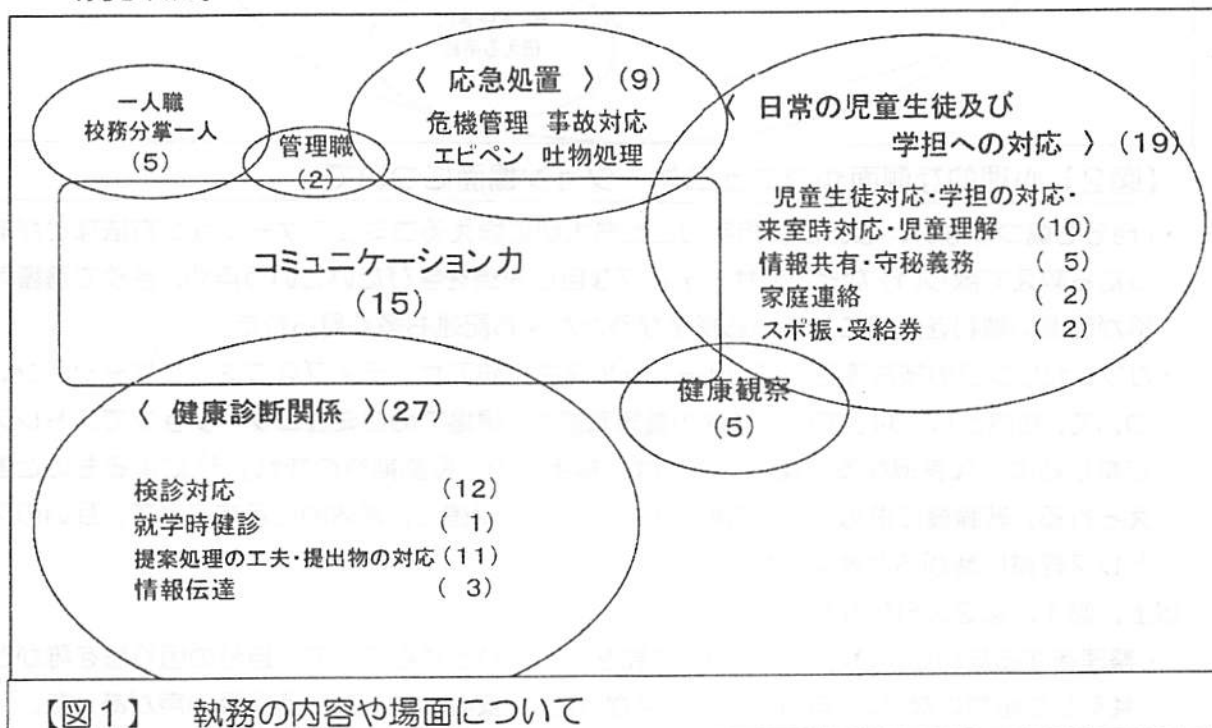
※ここでは、思考を深めることを目的としてKJ法や思考ツールを使用した。

(6) 結果及び考察

記述された内容を分類したところ、大きく2つのグループに分けられた。1つめは執務の内容や場面についてのグルーピング（図1）であり、2つめは、記述内容の心理的な側面やコミュニケーション場面に着目したグルーピング（図2）である。

①図1では、次のようなことが上げられた。

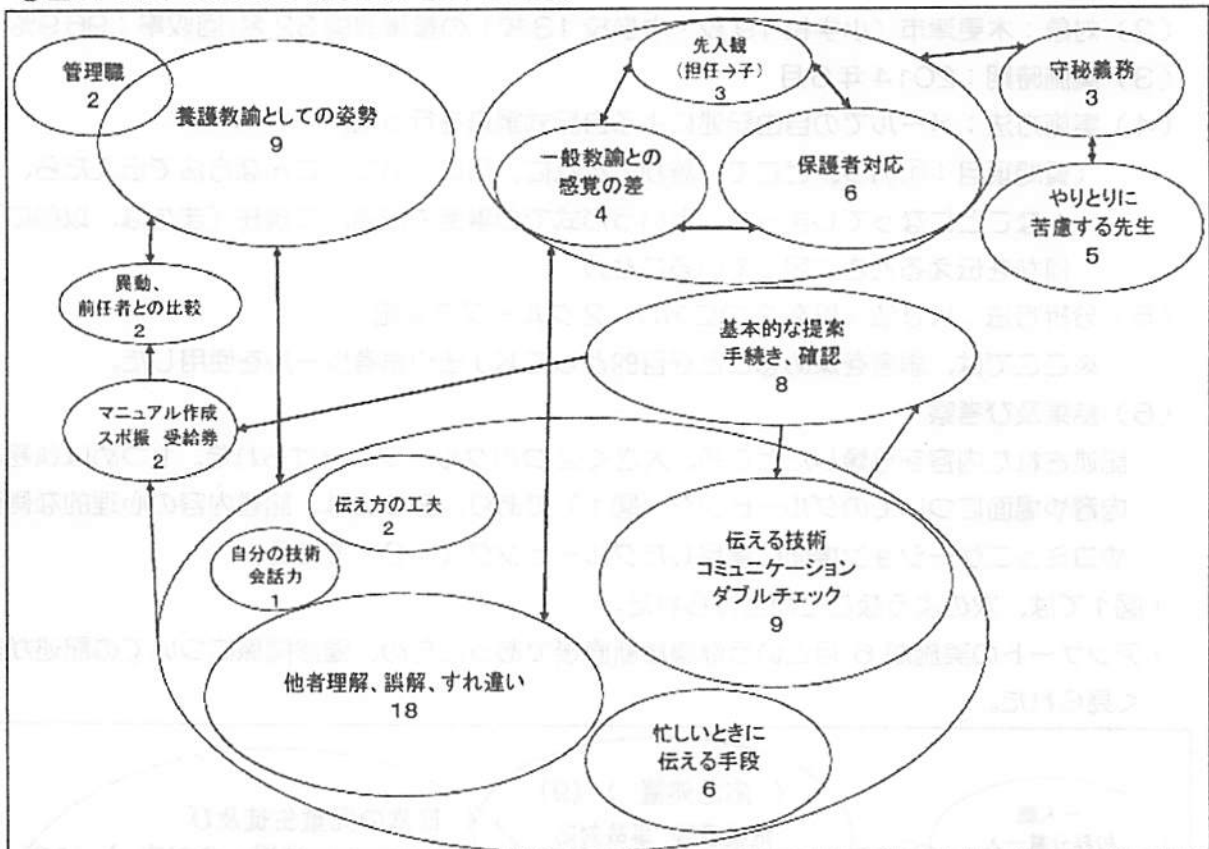
- ・アンケートの実施が6月という健康診断直後であったため、健診関係についての記述が多く見られた。



【図1】 執務の内容や場面について

- ・次に多かったのが、「日常の児童生徒及び学担への対応」で、内容は「保健室登校の子どもの担任にいろいろ伝えても、子どもに寄り添えない担任の場合は（中略）子どもも良い方へ向けない」「頻回来室の児童についてクラスでの情報を求めたところ、『保健室へは行かせないようにします』と言われて、うまく情報を共有できずにいる」「子どもたちを見ててねと頼まれた教職員が、（中略）トラブルが起こっても、本当に見ているだけ。」などであった。
- ・応急処置について、かつては常識として行われていたが、現在は手当の方法が変わったものや、医学的な根拠がなかったために応急処置としては避けた方が良いとされる対応に関する記述が多く見られた。そこで、教職員の間に浸透している、古い知識を更新するような資料を作成する必要があると感じた。

②図2では、次のようなことがあげられた。



【図2】心理的な側面やコミュニケーション場面について

- ・「自分も傷つかない、なおかつ相手のことも大切に思えるコミュニケーション方法などがあったら教えて欲しい」など、アサーティブな自己表現を学びたいという声や、各校で養護教諭が職場の調和を大切にしている様子が見られる記述も多く見られた。
- ・カウンセリングの技法等を学び、ソーシャルスキルやアサーティブなコミュニケーションについて、知識として知っているはずの養護教諭が、現場でのコミュニケーションでストレスを感じるような表現が多く見られたのは、相手への「役割期待のすれ⁴⁾」によるものと考えられる。教職員に求める「役割期待」について、明確に、具体的に示すことで、互いのストレス軽減に繋がると考えられる。

以上、図1、図2の分析から

- ・整理をするために、ひとつひとつの意見をじっくりと読むことで、自分の困り感を誰かと共有した感覚になり、「自分だけじゃなかった」「安心した」という班員の声があった。

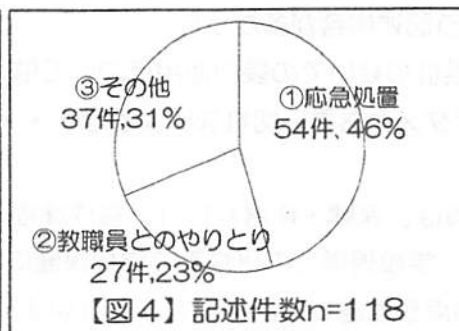
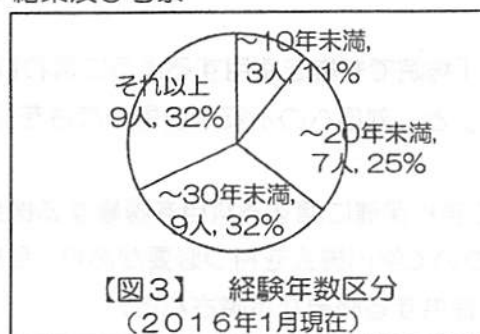
- ・養護教諭の職務は“感情労働”と言われ、不安や不満を吐露し、共感したりされたりする場が必要不可欠である。守秘義務が保証された環境で、安心して吐露できる環境や仲間の存在の大切さを再認識した。

2) 講演会

期日	2014年8月19日(火)
会場	木更津市民総合福祉会館
演題	学校経営の中で養護教諭に望むこと ～管理職の立場から～
講師	多田元樹先生 (元木更津第一小学校 校長)
概要	<p>○事前アンケートで募った、多田先生に聞いてみたいことへの回答</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『伝える力』について ・管理職の立場からの、養護教諭のあり方について ・学校の中で一人、教諭との職種の違いによる困り感の解決に向けて <p>～以下レジュメより抜粋～</p> <p>○今どきの養護教諭に求められるABC 学校保健安全法第7条～10条を手がかりに</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) A アレンジ・・・手はずが整えられる (2) B バランス・・・つり合いのとれた考え方ができる (3) C コーディネーション・・・物事を調整しまとめられる <p>保健室は、学校の保健センター。養護教諭は、学校保健のコーディネーター。 コーディネーターのセンスを磨くのは、管理職の仕事。</p>

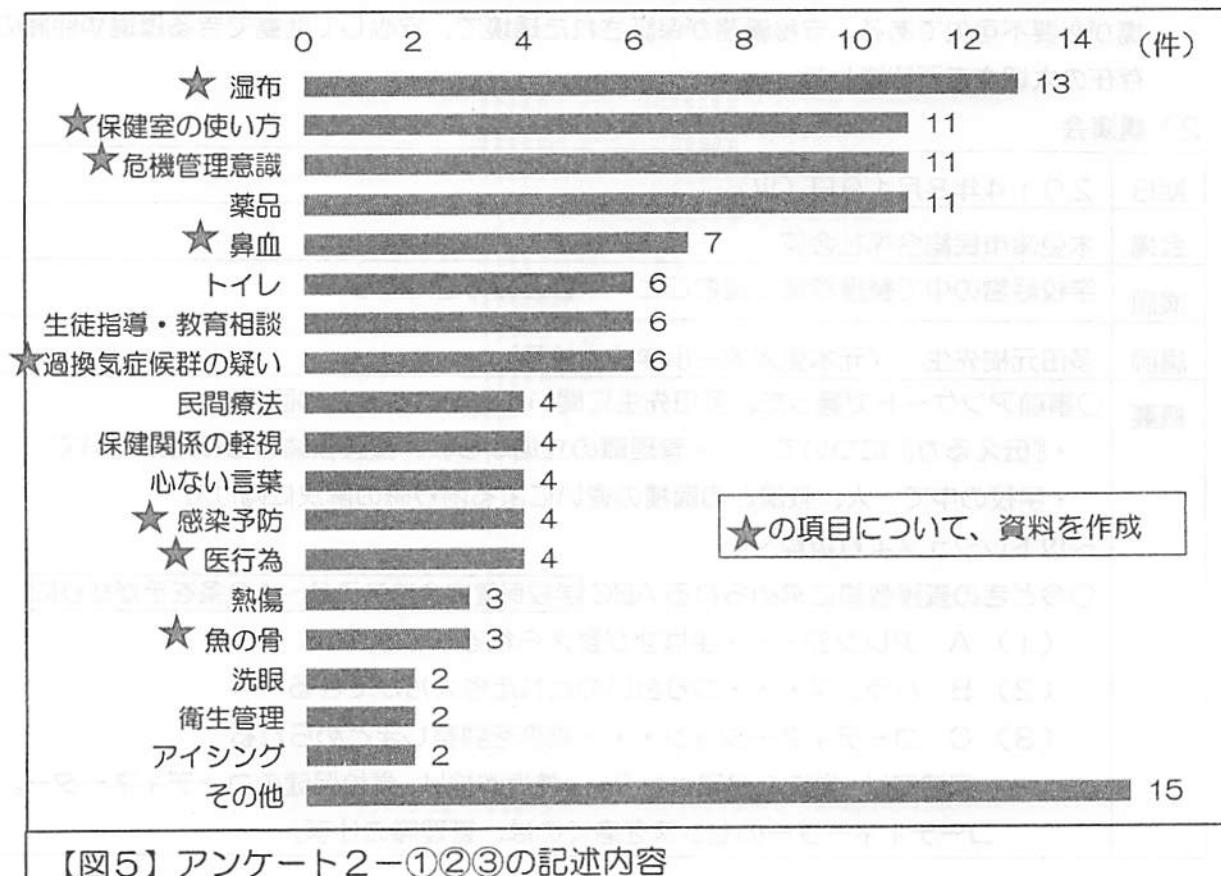
3) アンケート調査2

- (1) 目的及び内容： アンケート調査1の結果から、教職員の間に浸透している、古い知識を更新するような資料を作成するために、昔は常識として行われていた対応が、医学や科学の進歩により根拠がないとされたものや、避けた方がよいものについて、①応急処置と、②教職員とのやりとり、③その他に分けて事例を調査した。
- (2) 対象：木更津市(小学校19校・中学校12校)の養護教諭32名/回収率：87.5%
- (3) 実施時期：2015年度(2016年1月)
- (4) 方法：メールでの自由記述による自記式調査
- (5) 結果及び考察



- ・【図3】木更津市では、若手養護教諭が最も少なく11%であった。
- ・【図4】応急処置に関する項目は54件(46%)、次いで教職員とのやりとり27件(23%)、その他37件(31%)であった。応急処置については、初期対応の大切さについての記述が多く、初期対応を誤ると事後対応で多くの時間や労力を割くことにな

り、教職員への負担も増えるという養護教諭の配慮からでたものと思われる。



- 【図5】記述内容で1番多かったのは、「湿布」に関する記述であった。記述内容としては、「(養護教諭不在時)ぶついたり、足が痛いと言う児童にすぐ湿布を貼ってしまう」「担任が、けがをした児童の患部を冷却する前に『湿布をはってもらっておいで』という言葉がけをしてしまい、子どもに間違った知識が入ってしまう」、「子どもは担任の先生の方を信頼しているので、氷ではなく湿布を貼らないと気が治まらない時がある」等であった。
- 2番目に多かった「保健室の使い方」「危機管理意識」の記述としては、「出張から帰ったら、施錠された保健室に子どもが寝ていた。」「(家庭や他の職員へ)早退連絡を確実にしない」などがあり、一歩間違えば大変なことになるという危機管理意識の希薄さが窺えた。
- 「湿布」「鼻血」「過換気症候群の疑い」「魚の骨」は、教職員に正しい知識を確認してもらいたいという記述内容が多かった。
- 過換気症候群の疑いで袋の使用については、「病院でも袋を使用するように言われる場合もあるようでダメとも言い切れないような・・・」と、対応への不安や自信のなさを記述したのもあった。
- 一般教職員は、保健・体育科以外、養成課程で学校保健に関する科目を履修する機会が無い⁵⁾。よって、学校現場での研修等で学校保健について学ぶ機会を持つ必要があり、私たち養護教諭はこの点を考慮して、情報をわかりやすく提供する必要が示唆された。

2 仮説2を受けたとりくみ

仮説2 仮説1の実態をふまえて、教職員向け保健資料を整備することで、効率的で的確な情報提供ができるであろう。

1) 職員向け保健資料の作成

<p>資料番号 1</p> <p>資料名 間違いやすい応急処置 (表)</p> <p>資料の 写真</p>	<p>資料番号 1</p> <p>資料名 間違いやすい応急処置 (裏)</p> <p>資料の 写真</p>	<p>資料番号 2</p> <p>資料名 独立行政法人日本スポーツ 振興センターについて</p> <p>資料の 写真</p>
<p>資料番号 3</p> <p>資料名 けが発生時の保護者への 連絡</p> <p>資料の 写真</p>	<p>資料番号 4</p> <p>資料名 保護者に伝えること</p> <p>資料の 写真</p>	<p>資料番号 5</p> <p>資料名 吐物処理</p> <p>資料の 写真</p>
<p>資料番号 6</p> <p>資料名 学校給食における 感染性 胃腸炎予防対策について</p> <p>資料の 写真</p>	<p>資料番号 7</p> <p>資料名 特別対応要望書</p> <p>資料の 写真</p>	<p>資料番号 8</p> <p>資料名 医行為について</p> <p>資料の 写真</p>

資料番号	9	10	11
資料名	養護教諭不在時記録カード(けが)	養護教諭不在時記録カード(病気)	養護教諭不在時の対応
資料の写真			

2) 資料の活用

作成した資料を効果的に活用するには、年度始めの職員会議等における保健提案の場で、全教職員に提示するのが良いだろうと考えた。そこで、班内の各校において、作成した資料を以下のように活用し、教職員の反応や声をうかがった。

- (1) 「保健室経営計画」「緊急時対応ファイル」等の提案資料に加える。
- (2) 教職員の保健(救急法)研修資料に盛り込む。
- (3) 保健室や職員室等に掲示し、いつでも確認出来るようにする。

表1 各学校における資料の活用場面

学校名	日付	使用場面	所要時間	使用した資料(p. 7、8の資料番号)												
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11		
A 小	5月30日	校内保健研修会	40分	●	●	●	●	●	●							
B 小	5月22日	職員会議	7分	●	●	●			●							●
C 小	4月5日	職員会議	10分	●	●	●			●							●
D 小	4月3日	職員会議	7分		●											
	4月4日	職員会議	2分						●							
	6月20日	救急法研修	35分	●	●											●
E 中	4月5日	職員会議	5分										●	●	●	
F 中	4月4日	職員会議	5分	●							●	●				
G 中	4月3日	職員会議	7分		●											
	4月5日	職員保健研修	30分	●		●		●	●							
H 中	4月4日	職員会議	10分		●				●	●	●					●
	4月24日	職員会議	8分	●		●	●	●								

3) 使用した感想や教職員の声

- ・資料1 →「へえ～、知らなかった」「今はそうだったんですね」「学級でも指導したい」と、好評だった。
- ・資料2 → 部活動担当職員が、自らの提案の中で再度説明してくれたため、さらに理解が深まった。
- ・資料3 → 職員会議の提案後、常時電話のそばに置いておくことで、特に若い教職員が活用している。
- ・資料4 → 学校から保護者へ伝達すべきことが、正しくもれなく伝わるようになった。
- ・資料5 → 手順やポイントを正しく理解してもらえたことができたため、対応がよりスムーズになった。
- ・資料6 → 年度始めに、法的根拠を含めて説明することができ教職員も重くとらえてくれた。
- ・資料7.8 → 保護者から特別な要望があった場合、管理職と養護教諭に相談するという意識が定着した。
- ・資料9～11 → 養護教諭不在時の対応について共通理解が図られ、事後の報告もれが少なくなった。
- ・自校の教職員の実態や既存の提案資料に合わせて必要な資料を選ぶことができ、取り入れやすかった。
- ・わかりやすい資料を提示することで、会議の提案時間短縮や、教職員の理解度アップにつながった。
- ・養護教諭の経験年数に関わらず、教職員の危機管理意識を、昨年度よりも高めることができたと感じた。
- ・若い教職員が児童生徒のけがや病気に対応する際、養護教諭に確認をしてから行動するようになった。

V まとめと今後の課題

仮説1のまとめ

- ・アンケート調査1では、養護教諭から他の教職員に、連絡や情報がうまく伝わらなかったり、理解されなかったりして困った事例は、健康診断、応急処置、コミュニケーションに関する記述が多かった。
- ・アンケート調査2では、応急処置に関する記述が多く、「湿布」「保健室の使い方」「危機管理意識」の順で記述が多かった。
- ・一般教職員は、保健・体育科以外、学校保健に関する科目を履修する機会が無いいため、情報提供する際には、そのことを考慮して情報をわかりやすく示す必要があることがわかった。

仮説2のまとめ

- ・アンケート結果をうけて、必要性が高いものについて職員向け保健資料を作成した。
- ・活用に伴い、自分の提案や情報提供の見直しが出来た。また、提案にかかる時間を意識することで、提案時間が短縮できた学校が多かった。
- ・教職員の保健関係への意識や関心が高まったと感じた。また、教職員が共通の認識を持って行動してくれるようになった。

今後の課題

- ・作成した資料の活用と検証をし、更に深めていきたい。
- ・今回は資料を整備することで、伝えたい内容がわかりやすいように工夫をしたが、「生徒指導」や「保健関係の軽視」「心ない言葉」などの記述からも、資料の整備だけでなく、よりよいコミュニケーションや、人間関係スキルについて深めていく必要を感じた。
- ・今回は養護教諭側からの視点で、情報提供のための資料の検討を行ったが、今後は教職員側からのニーズにも目を向けていく必要がある。

—引用資料・参考文献—

- 1) 養護教諭にとってのより良い研修の在り方 (H26 年度) 鈴木充
 - 2) H27 年度中央教育審議会答申
 - 3) 平成 28 年 6 月 17 日付 28 文科初第 446 号 学校現場における業務の適正化に向けて (通知)
 - 4) 部下をもつ人の職場の人間関係—なぜかうまくいくリーダーの社内コミュニケーション術 水島広子
 - 5) 教育職員免許法施行規則 第一章
 - ・研究の進め方、論文の批判的読み方と書き方のポイント 東京学芸大学 朝倉隆司 日本健康相談活動学会誌 Vol.6 No.1 2011
 - ・養護教諭の執務に関する研究(1) —執務における困難点及び満足・不満足要因調査から— 佐藤理 福島大学教育学部論集第 57 号 1995 年 2 月
 - ・養護活動に対する理解と活動の行いやすさに対する養護教諭の受け止め方 河田史宝、鈴木晴香 金沢大学人間社会学域学校教育学類紀要 第 4 号 平成 24 年
 - ・公立小・中学校教員の退職者数の推移 文部科学省 文部科学省 HP H15~H24
 - ・新規卒者の事業所規模別・産業別離職状況 厚生労働省 HP 平成 26 年 (11 月発表分)
 - ・第 62 次千葉県教育研究集会 第 9 分科会 保健・体育(保健) 千葉支部 けがに関する校内への取り組み ~若年層学級担任へのアプローチを通して~ 鈴木郁衣 小松まゆみ
 - ・シンキングツール ~考える事を教えたい~ 黒上晴夫・小島亜華里・泰山裕
 - ・研究の目的に合わせた KJ 法の応用 中西のりこ 神戸学院大学 2011
 - ・平成 17 年 7 月 26 日付 医政発第 0726005 号 医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条の解釈について
 - ・木教学給第 305 号 2017 年 3 月 23 日付「学校給食における衛生管理の徹底について」
 - ・吉備国際大学 河村顕治 研究室 HP
http://blog.goo.ne.jp/kawamura_md/e/becf889e7355954c8eef05f65a79eb22
 - ・千葉県養護教諭会 平成 27 年度 緊急支援に関する研修会 追加配布資料
「学校現場の危機管理—保健室がかかえる課題—」星 幸広
- 《イラスト・写真》
- ・子供と動物のイラスト屋さん わたなべふみ <http://www.fumira.jp/>
 - ・コマザキ先生のほげんだより 駒崎 亜里
 - ・独立行政法人日本スポーツ振興センター
<https://www.jnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/kenko/pdf/card/H24/H25.1.norovirusyobou.pdf>

— 研究同人 —

- <2017 年度> 稲村和栄、井上元美、今岡博美、今田知香子、
大理真由美、林美智子、田丸裕子、矢田純子
- <2016 年度> 鶴田成美
- <2015 年度> 八代朋子
- <2014 年度> 在原留美、熊川涼子、森田妙子

資料

資料番号 1

資料名 間違えやすい応急処置 (表)

間違えやすい応急処置

* 以前は正しいと言われた救急処置も、現在では間違っていることがあります。正しい応急処置を、今一度確認しておきましょう。

【外割】

打撲・捻挫

×誤り 湿布をして冷やす。
○正解 氷や水で冷やす。


湿布は貼った瞬間は冷たく感じますが、しばらくすると体温と同じ温度になつてしまふため、冷やす効果はあまり期待できません。冷たい水や氷水で冷やすには、氷水など柔軟性がある布で患部を包み、そこに冷たい水や氷水を入れ、少し水を入れ替えるのを繰り返すのがよいでしょう。ビニール袋に氷水を入れ、その中に患部を包む方法もあります。バケツに氷水を作り、その中に患部を浸ける方法もあります。



鼻血

×誤り 上を向いて、鼻血が流れないようにする。
○正解 座って頭を下を向き、鼻の部分をつまんで出血部分を圧迫する。座って頭を下を向き、鼻の部分をつまんで出血部分を圧迫する。座って頭を下を向き、鼻の部分をつまんで出血部分を圧迫する。座って頭を下を向き、鼻の部分をつまんで出血部分を圧迫する。


鼻血が流れるのは、鼻の粘膜が破れて鼻出血するからです。鼻血が止まらない場合は、鼻の粘膜を冷やして、鼻血が止まらなくなるまで待ちます。鼻血が止まらない場合は、鼻の粘膜を冷やして、鼻血が止まらなくなるまで待ちます。



魚の骨がのどに刺さった

×誤り ご飯を飲みこんだり、水を飲んだりする。
○正解 箸を巻いて、口の中のものをはき出し、軽くうがいをして様子を見る。

刺さった骨が小さく、のどに引っかかっている程度であれば、自然に取れたり食べ物が飲み込んでしまふこともあります。しかし、大きな骨が深く刺さっている場合は、飲みこむ恐れがあります。刺さっている場合は、箸を巻いて、口の中のものをはき出し、軽くうがいをして様子を見る。



目の打撲

×誤り 眼珠を冷やす。
○正解 冷やすことは同じだが、眼珠を直接冷やさないで、目の周囲を冷やす。この時、眼珠を圧迫しないように注意し、震動や入浴は控えるようにする。

目の打撲は、目の周囲に腫れや痛みが生じる場合があります。目の打撲は、目の周囲に腫れや痛みが生じる場合があります。目の打撲は、目の周囲に腫れや痛みが生じる場合があります。



資料番号 1

資料名 間違えやすい応急処置 (裏)

歯が抜けた (二歯の完全脱落)

×誤り 抜けた歯の汚れは、しっかりと洗い流す。
○正解 抜けた歯の汚れは、30秒以内で軽く水洗いする。この時歯根の部分には、絶対に触らないよう注意する。

歯を抜けた後は、新鮮な血液が流れ出すので、歯根の部分には、絶対に触らないよう注意する。歯を抜けた後は、新鮮な血液が流れ出すので、歯根の部分には、絶対に触らないよう注意する。



【内割】

過換気症候群 (一過呼吸症候群)

×誤り 紙袋を口にあて、呼吸させる。ペーパーバック法といわれ、吐き出す呼吸を再度吸い込む。二酸化炭素を吸入させる。
○正解 過換気症候群は、ストレスなどの心的原因の発症が多いため、呼吸器科を受診することが大切である。ほとんどの場合、長くても30分以内には収まる。

過換気症候群は、ストレスなどの心的原因の発症が多いため、呼吸器科を受診することが大切である。ほとんどの場合、長くても30分以内には収まる。



てんかん

×誤り 発作を起した時は、舌をかむといけなくて、口の中にも入れない。
○正解 衣服をゆるめ、ゆったりと呼吸できるように状態にして、静かに回復のしない場所に移して様子を見る。

てんかん発作は、脳の異常な電気活動によって起こります。発作が起きた時は、舌をかむのは危険です。舌をかむと、舌が喉に刺さる可能性があります。舌をかむのは危険です。舌をかむと、舌が喉に刺さる可能性があります。



作成 平成29年4月
参考資料 藤田医科大学 藤田医科大学 藤田医科大学
WEBサイト 藤田医科大学 藤田医科大学 藤田医科大学
21世紀の家庭の医学 いしやま

資料番号	2
資料名	独立行政法人日本スポーツ振興センターについて

＜独立行政法人日本スポーツ振興センターについて＞

学校管理下における、児童生徒の災害（負傷、疾病、障害または死亡）について災害共済給付を行うものである。

◎学校でのけが・疾病（熱中症・食中毒等）は、子ども医療費助成制度の受診券は原則として使えない。日本スポーツ振興センター災害給付制度の対象となる。保護者にそのことを必ず伝えること。

※印参照

1 災害の範囲

児童生徒の負傷・疾病でその原因が学校管理下において発生したもので、保険証を使用して受診し、1500円以上のものが対象となる。
 ※保険証を使うと保護者の負担は総医療費の3割となる。 ※、給付金は4割したがって、1500円を超過した場合は、2000円の上限となる。

2 学校管理下の範囲

- (1) 教育課程に基づく授業を受けているとき、
 - (2) 教育計画に基づく課外授業を受けているとき、
 - (3) 休憩時間中または校長の指示または承認に基づいて学校にあるとき、
 - (4) 通常の経路及び方法により通学するとき、
 - (5) その他
- ※修学旅行、校外学習などの場合は疾病等も含めほとんど対象となる。

3 手続き事務

- (1) 該当者が医療費の給付を受けられるように、学校担任、副担任、関係職員は十分気を配る。該当者が出席の場合は、看護教諭に連絡をする。
- (2) 災害報告書の作成（下書き）は、関係職員が行い、それを基に看護教諭が手続きを進める。
- (3) 書類「医療等の状況」等を該当者に渡し、該当者は書類の準備を医師に依頼し、完治したら学校にすみやかに書類を提出してもらう。治療が長期に渡る場合は月に1回書類を提出してもらう。
- (4) 看護教諭は、災害報告書（オンライン請求システム）と医療等状況の用紙がそろったら教育委員会に提出する。

4 通学中の交通事故

自動車損害賠償保障法による自動車損害賠償保障の給付が受けられるので、センターの給付の対象にはならない。

5 その他

- (1) 保護者負担金（460円）を学年集金で集金をする。
- (2) 1年生には加入の手紙を配布し、承諾書回収する。

※注意！ 学校管理下のけがは、このスポーツ振興センターの対象となり、本県津市の「子ども医療費助成制度」は原則として使用できない。
 保険証を持参し窓口で医療費を支払い、後日手続きにより給付を受ける。

資料番号	3
資料名	けが発生時の保護者への連絡

けが発生時の保護者への連絡

○落ち着いた、ていねいに、誠意をもって。
 ○大げさな表現や誤解をまねく表現は避ける。事実のみを伝える。

『いつもお世話になっております。〇〇学校の△△と申します。□□さんが学校でけがをしてしまい、ご連絡いたしました。ご心配おかけして申し訳ありません。』

※相手がいる場合は、管理職に相談し、状況を確認をして連絡する。また、相互の確認ができなかった時は、再度確認して連絡する旨を伝える。
 ※留守電の時は、内容に注意する。けがをしたので、学校に連絡をいただきたい旨のみ伝える。

【例】 ※事前にメモし、連絡するとよい

いつ	昼休みに	
どこで	校庭で	
何をしていた	鬼ごっこをしていて ※相手がいる場合で 確認が不十分な時。	※「詳しい状況については確認中です。改めてご連絡いたします。」
どうなった	転んで右足首を挫いて しまいました	
どんな様子	冷やして様子を見て いましたが、痛みが強 くなってきました。	

() 1. 救急搬送

救急車を要請しました。かかりつけ医など、搬送希望の病院はありますか？
 保険証をお持ちになり、学校へ来ていただけますか？
 ※病院が決まった場合
 保険証を持って〇〇病院まで、おこしください。

() 2. 病院搬送

病院でみてもらった方がよいと思われます。学校へお迎えに来ていただけ
 ますか？かかりつけの病院はありますか？
 1 来られる
 保険証をもって、学校におこしください。
 2 来られない
 こちらで病院に連れて行きます。〇〇病院でよろしいですか？

() 3. 経過観察 ※首から上の場合は、必ず連絡を入れる。

ご自宅で様子を見てください。悪化するようであれば、病院を受診してくだ
 さい。
 ※子どもが帰宅する前に連絡する。

★学校の管理下のけがなので、原則「受給券」を使わないになっています。

資料番号

4

資料名

保護者に伝えること

頭部打撲 経過観察の場合

保護者に伝えること

- 意識の状態や、吐き気や嘔吐が無かったこと
- 学校での処置
「冷やして1時間保健室で安静にして、様子をみました等」
- 家庭で気をつけてほしいこと
「家でも、様子をよく観察し、今日は安静にするように。頭部打撲は、時間がたってから様子が変わることもあるため、様子に変化が見られたらすぐに受診してください。」



目の打撲 経過観察の場合

保護者に伝えること

- 状態や、見え方など観察の結果
- 学校での処置
「冷やして様子をみました等」
- 家庭で気をつけてほしいこと
「家でも、様子をよく観察し、今日は安静にするように。時間がたってから様子が変わることもあるため、様子に変化が見られたら、すぐに受診してください。」



歯の打撲 経過観察の場合

保護者に伝えること

- 歯のぐらつきや、歯ぐきからの出血の有無など観察の結果
- 学校での処置
「冷やして様子をみました等」
- 家庭で気をつけてほしいこと
「家でも、様子をよく観察し、今日は安静にするように。歯の打撲は、時間がたってから様子が変わることもあるため、様子に変化が見られたら、すぐに受診してください。」

資料番号

5

資料名

吐物処理

JAPAN SPORT

日本スポーツ振興センター

◆嘔吐物の処理方法◆

※カバンや靴箱などの場合は、専用のクリーニングサービスに依頼を！

① 汚れた物にはオキシベンゾールなどをよくつける。
（漂白剤もできるものはOK）

② 1000ppmの消毒液を作る。
水500mlに対し、ペットボトルキャップ2杯(10ml)の塩素系漂白剤をバケツに入れる。

③ 汚物をペーパータオルなどで静かに覆い、汚物の量とほぼ同量の2の消毒液を飛び散らないように静かに注ぐ。

④ さらに、ペーパータオルなどで外側から内側に向けて静かに拭き取り、ビニール袋に入れる。拭いた所を排水足でふまぬ！

⑤ 拭き取ったあとの床は、もう一度ペーパータオルなどをかかして広い範囲を消毒液で拭き取り、ビニール袋に入れて、捨てる。
※ 手袋や防護具は裏の面を包み込むように外し、ビニール袋に入れて、捨てること。（袋は2重に）

※ 消毒液はうがいと石けんで60分の手洗いを忘れず！

<p>資料番号 6</p> <p>資料名 学校給食における 感染性胃腸炎予防対策について</p> <p style="text-align: center;">学校給食における 感染性胃腸炎予防対策について</p> <p>※ 文部科学省 学校給食衛生管理基準「平成9年4月1日制定、平成21年4月1日一部改訂」</p> <p>< 抜 粋 ></p> <p>給食当番等配食を行う児童生徒及び教職員については、毎日、下痢、発熱、腹痛等の有無その他の健康状態及び衛生的な服装であることを確認すること、また、配食前、使用後の手洗いを励行させ、清潔な手指で食器及び食品を扱うようにすること、</p> <p>教職員は、児童生徒の嘔吐物のため汚れた食器具の消毒を行うなど衛生的に処理し、調理室に返却するに当たっては、その旨を明示し、その食器具を返却すること、また、嘔吐物は、調理室には返却しないこと、</p> <p>以下の具体的な対応は、木更津市教育委員会 学校給食課の指導によるもの</p> <p>1. 給食当番について</p> <p><input type="checkbox"/> 毎日、配食前に健康観察を行い、記録に残す。（健康観察表等使用）</p> <p><input type="checkbox"/> 給食番・マスクの着用</p> <p><input type="checkbox"/> 手洗いをきちんと行う。</p> <p><input type="checkbox"/> 感染性胃腸炎の罹患者は、一定期間当番から外す。</p> <p>2. 給食時の嘔吐物処理について</p> <p>「嘔吐物は給食室（配膳室）には持ち込まない」という原則で、関係職員が責任を持って処理に当たる</p> <p><input type="checkbox"/> 嘔き込みなどによる少量の嘔吐の場合も、処理をする。</p> <p style="text-align: center;">× 嘔吐物を食缶に返す。 × 食器をそのまま返す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食器についた嘔吐物は取り除く。（嘔吐物処理セット） ・決められた処理法により学校で食器を消毒する ・給食室へ嘔吐があったこと、嘔吐した児童・生徒の様子等を連絡する。 ・給食担当の栄養士と十分連絡を取り合う。 	<p>資料番号 7</p> <p>資料名 特別対応要望書</p> <p style="text-align: right;">二 次 申 出 日</p> <p style="text-align: center;">特別対応期監督</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">日 時</th> <th style="width: 50%;">場 所</th> </tr> </table> <p>（期監督）の欄について具体的な書込みをお願いします。</p> <p>（期監督）の欄で</p> <p>* 期監督の欄に、期監督の氏名を記入してください。</p> <p>* 期監督の欄に、期監督の氏名を記入してください。</p> <p>（期監督）の欄で</p> <p>1. 期監督の欄に、期監督の氏名を記入してください。</p> <p>2. 期監督の欄に、期監督の氏名を記入してください。</p> <p>「上記の連絡事項等、全て了承し知っていますので、よろしく願っています。」</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: right;">期監督の氏名 印</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">日 時</th> <th style="width: 50%;">場 所</th> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">二 次 申 出 日</td> <td style="width: 50%;">場 所</td> </tr> </table> <p>（期監督）の欄で</p>	日 時	場 所	日 時	場 所	二 次 申 出 日	場 所
日 時	場 所						
日 時	場 所						
二 次 申 出 日	場 所						

<p>資料番号 8</p> <p>資料名 医行為について</p>	<p>資料番号 9</p> <p>資料名 養護教諭不在時記録カード（けが）</p>														
<p>学校での特別対応について（合理的配慮、医師法17条の観点から）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>保護者や本人（Aさん）からの、通常の対応とは違った特別な対応の依頼</p> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>Aさんの実態把握</p> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>障害を失した又は過度の負担となるかの判断などの検討（調整・代替案の検討）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活上対応して大丈夫なのか？（医師を付添に出来るものではないか？） ・明らかに過度な負担ではないか？（一人の職員に過度な負担がなっていないか？） ・他の対応策はないのか？ <p>* 状況、出席等日中は必要ないものへの対応を依頼する等</p> <p>* 町政状況、必要性、学校運営、教職員への対応可否等</p> <p>・保護者は調整書を作成し、学校はそれについて検討し回答する。</p> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>個別の支援計画に明記</p> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>合理的配慮の足额的な見直し</p> </div> <p>○上記のような流れで、対応を検討して、連携す。</p> <p>○保護者や本人から特別な対応の依頼があった場合は、自分だけで判断せず、 <u>「普通級や特別支援科と相談のため、調整書を作成し、必要に応じて、普通級及び関係職員に相談すること。」</u></p>	<p style="text-align: center;">養護教諭不在時記録カード（けが）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">原則保健室の利用はできません。 職員室の教卓席での対応をお願いします。</p> </div> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; border: 1px solid black;">発生日時</td> <td style="border: 1px solid black;">月 日 () 午前・午後 時 分</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;">クラス・名前</td> <td style="border: 1px solid black;">() 年 () 組 氏名 ()</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;">けがの種類</td> <td style="border: 1px solid black;"> <p>すり傷・切り傷・ねんざ・痛み</p> <p>打撲・鼻血・とげ・骨折の疑い</p> <p>その他</p> </td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;">対応内容</td> <td style="border: 1px solid black;"> <p>救急車・早退・受診</p> <p>絆創膏・消毒・冷熱・湿布</p> <p>その他</p> </td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;">病院受診</td> <td style="border: 1px solid black;"> <p>あり・なし</p> <p>病院名 ()</p> <p>スポーツ振興センター利用</p> <p>あり・なし</p> <p>受診結果 ()</p> </td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;">自由記入欄</td> <td style="border: 1px solid black;"> <p>・けがの発生理由</p> <p>・発生場所</p> <p>など</p> </td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;">注意事項</td> <td style="border: 1px solid black;"> <p>☐ () に報告した。 ☐ () を行った。</p> <p>☐ 記録カードを () に提出した。</p> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">記入後は職員室養護教諭机上に提出をお願いします。</p>	発生日時	月 日 () 午前・午後 時 分	クラス・名前	() 年 () 組 氏名 ()	けがの種類	<p>すり傷・切り傷・ねんざ・痛み</p> <p>打撲・鼻血・とげ・骨折の疑い</p> <p>その他</p>	対応内容	<p>救急車・早退・受診</p> <p>絆創膏・消毒・冷熱・湿布</p> <p>その他</p>	病院受診	<p>あり・なし</p> <p>病院名 ()</p> <p>スポーツ振興センター利用</p> <p>あり・なし</p> <p>受診結果 ()</p>	自由記入欄	<p>・けがの発生理由</p> <p>・発生場所</p> <p>など</p>	注意事項	<p>☐ () に報告した。 ☐ () を行った。</p> <p>☐ 記録カードを () に提出した。</p>
発生日時	月 日 () 午前・午後 時 分														
クラス・名前	() 年 () 組 氏名 ()														
けがの種類	<p>すり傷・切り傷・ねんざ・痛み</p> <p>打撲・鼻血・とげ・骨折の疑い</p> <p>その他</p>														
対応内容	<p>救急車・早退・受診</p> <p>絆創膏・消毒・冷熱・湿布</p> <p>その他</p>														
病院受診	<p>あり・なし</p> <p>病院名 ()</p> <p>スポーツ振興センター利用</p> <p>あり・なし</p> <p>受診結果 ()</p>														
自由記入欄	<p>・けがの発生理由</p> <p>・発生場所</p> <p>など</p>														
注意事項	<p>☐ () に報告した。 ☐ () を行った。</p> <p>☐ 記録カードを () に提出した。</p>														

資料番号	10	資料番号	11
資料名	養護教諭不在時記録カード(病気)	資料名	養護教諭不在時の対応

養護教諭不在時記録カード(病気)

原則保健室の利用はできません。 記入者() 対応職員()

発生日時 月 日() 午前・午後 時 分

クラス・名前 () 年() 組 氏名()

病気の種別 頭痛・腹痛・嘔吐・吐き気 暑苦しい・だるい・熱っぽい その他 ()	状態 体温() 脈(回/分) 汗(冷や汗・なし) 顔色(赤・ふつろ・白・紫) 呼吸(早い・普通・遅い)
--	---

対応内容 教員車・早退・家庭連絡 経過観察 その他 ()	病院受診 → あり・なし 病院名() スポーツ施設センター利用 → あり・なし 受診結果 ()
---	--

自由記入欄
 ・病気の発生理由
 ・発生場所
 など

確認事項
 保護者に連絡した、 家庭連絡を行った、
 記録カードを記録簿に提出した、

記入後は職員室養護教諭机上に提出をお願いします。

(養護教諭不在時対応)

保健室使用不可(個人情報、薬品等があるため)

早退の遅え降ちなど**保健室を個人利用しない**を使用する。
 この場合は、発見者が保護者に必ず連絡し、連絡が完了し、
 やむを得ず使用する場合は以下の点を守ること。

< * けがの対応について >

- ・職員室の放し箱で対応する。
- ・発見したけがは必ずすぐ保健室に報告する。
- ・発症に合う場合は、病院受診の対応を行う。
- ・病院を受診する際は、必ず日ネスポーツ施設センターを利用するようにすすめる。

< * やむを得ない場合の保健室利用について >

- ・状態が危重する可能性があるため体調不良の児童生徒から絶対に目を離さないこと。

絶対に一人で察させないこと。

- ・保健室を利用した際は、必ず**記録簿に記入する。**(必ず状況を確認して記入のため)
- ・使った物は元に戻す。ベッドを利用した際は、すぐに次の人が使えるよう整えておく。
- ・保護者連絡など、個人情報を使用した際は必ず元の場所に戻し鍵をかける。
- ・保健室を利用した際は、必ず直ちに、発症場所に報告する。
- ・電鈴の通報を忘れずに行う。

< * その他 >

- ・不在時の対応(けがやけが等)とその対応について、発症時刻に必ず連絡し、記録(記録)に記入しておく。
- ・けがや病気の発生した時は絶対に連絡せず、そのまま2〜3日学校に入学の報告をしない。(発症時刻を記入)